

訪問診療のご案内

(重要事項説明書)

医療法人陽和会 春日井リハビリテーション病院附属クリニック
TEL : 0568-88-0033
FAX : 0568-88-0061

訪問診療のご案内

目次

- I. 訪問診療とは
- II. 当院の訪問診療の体制
- III. 当院の訪問診療の内容
- IV. お申し込みの際の提出物
- V. 訪問診療の流れ
- VI. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書
- VII. 訪問診療料について

別添

当院における個人情報保護について
契約同意書

I. 訪問診療とは

通院が困難になった患者様の自宅などに訪問して、定期的に診療を行うことです。月2回の訪問診療が一般的です。

II. 当院の訪問診療の体制

当院は、対応医師が1名で、外来診療も行っているため、24時間365日診療できる在宅療養支援診療所ではありません【在宅療養支援診療所*以外の訪問診療を行う診療所です】。ケアマネージャーさんや訪問看護師さんなどと連携させていただき対応することになります。また、訪問日以外の御相談などは、電話にてその時の状況にあった診察、指示を行います。臨時往診の必要性がある場合は、往診可能な時間帯を調整し、訪問させていただきます。往診時には、ご家族様の同伴をお願いすることがあります。

*『在宅療養支援診療所』とは

24時間往診対応の体制を取っている診療所です。

III. 当院の訪問診療の内容

- 通院困難になった患者様の自宅や入所施設に訪問し、月2回定期的に診療を行います。
- 血液検査は、訪問時に可能です。結果は、後日の報告になります。
- 必要な場合は来院して頂き、当クリニックでCT・MRI検査を行います。
- その他、精密検査が必要な場合や自宅での治療が困難で入院を必要とする場合は、同一法人の病院若しくは近隣医療機関との連携を取らせていただきます。

IV. お申し込みの際の提出物

①保険証

健康保険証 高齢受給者証 介護保険証 介護保険負担割合証 各種医療証など
(健康保険証の代わりにマイナンバーカードや資格確認証でも可)

*保険証が変更になった場合は、必ず訪問時にご提出ください

②診療情報提供書

前医からの診療情報提供書、薬剤情報など

V. 訪問診療の流れ

①訪問診療のご相談

お電話にて内容をお伺いし、相談日を決定します

②相談日（基本的に当院にて行います）

- ご家族や他職種の方々との面談
- 患者様の現在の状態、生活環境の確認
- 当院の訪問診療の体制、訪問診療内容などの説明
- 保険証を確認し、目安の診療費などの説明

当院が訪問診療可能で、患者様、及びご家族様のご意向が合致した場合に訪問診療を開始となります。

③同意書等書類の提出

- 契約同意書
- 預金口座振替依頼書（必要な場合）

*相談日に、同意書をいただきます

④訪問診療開始

原則、月2回訪問診療を行います

初回の訪問は、診療報酬上では初診+往診の扱いになり、2回目の診察から訪問診療費としての料金体系となります。

⑤請求書の送付

ご請求書は、1ヶ月毎となります。毎月末締めとし、翌月15日前後に請求書を送付若しくは訪問診療時にお渡し致します。

⑥診療費のお支払い

・お支払い期限は、請求書が届いた月の月末まで、または、請求書が届いてから初回の訪問時をお願いいたします。

・お支払い方法は、口座振替、クリニック会計窓口、訪問時とさせていただきます。

・訪問時は、お釣りがないようにご用意頂けると幸いです。

*初回に決めたお支払いの方法でお願いします。（変更ご希望時は、ご相談ください）

*口座振替の場合、手数料のご負担をお願いしています。

⑦領収書の送付（口座振替の場合）

入金確認ができましたら、翌月の請求書と合わせて、領収書を送付させていただきます。

VI.

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

利用者に対する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号8条に基づいて、当該事業者が利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 指定居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者の名称	医療法人 陽和会
代表者の氏名	理事長 福井 雅子
主たる事務所の所在地	〒480-0304 愛知県春日井市神屋町706番地
電話番号・FAX	電話：0568-88-0011 FAX:0568-88-1548
設立年月日	昭和56年2月27日
連絡先部署名	医事課
ホームページ	http://www.kreh.or.jp (下記事業所も含む)

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所の名称	春日井リハビリテーション病院附属クリニック
管理者の氏名	院長 横井 清
事業所の所在地	〒480-0304 愛知県春日井市神屋町706番地
事業所番号	2312504356
開設年月日	平成29年7月1日
電話番号・FAX	電話:0568-88-0033 FAX:0568-88-0061

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	うち サービス提供 従業者
医師	2人以上	1人
看護師	3人以上	0人
事務員	2人以上	1人

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務時間
医師	9:00~17:00
看護師	9:00~17:00
事務員	9:00~17:00

(4) 診療日

診療日	診療時間	サービス提供時間
月~金	9:00~12:00 15:00~17:00	火~金9:00~17:00 土9:00~12:00
土	9:00~12:00	
休診日	日曜日・祝祭日・当事業所が定めた休日	

3. 実施地域

春日井市全域、小牧市・多治見市一部地域。(原則16km以内とする)

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援・要介護状態にある者に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。
運営の方針	当クリニックが実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要支援者や要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行い、居宅介護支援事業者その他サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

5. サービスの内容と費用

(1) サービスの内容

居宅療養管理指導の種類	内容
医師が行う 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	<p>担当の医師が通院の困難な利用者に対してその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業所及び居宅サービスを利用するその他の事業所に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行う。</p> <p>また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行う。</p> <p>※事業所への情報提供については、個人情報の利用目的(別紙資料1)で、利用者の同意を得て行います。</p>

(2) 費用 月に2回まで (※交通費はかかりません)

居宅療養管理指導費

1 割負担の場合の1回の金額となります

居宅療養管理指導Ⅱ (在宅時医学総合管理料・施設 医学総合管理料を算定している 患者)		
	単一建物居住者が1人	299円
	単一建物居住者が2～9人	287円
	単一建物居住者が10人以上	260円

支払い方法：口座振替、クリニック会計窓口、訪問時

6. ご利用方法

訪問診療利用日と同時に実施致します。

7. キャンセル

キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

キャンセル料はかかりません。 連絡先(電話) 0568-88-0033

8. 契約の解約・終了

■ 利用者からの申し出の場合

解約・終了希望日の7日前までに当事業所までご連絡ください。

解約料はかかりません 連絡先(電話) 0568-88-0033

■ 以下の場合などのやむを得ない場合には当事業所から解約の30日前に通知を致します。

- ① 事業の廃止や縮小によりサービスの提供が困難となる
- ② 利用者が故意に不実を告げたり、病状等を故意につげなかつたりしたために、円滑にサービスを提供することができなくなる
- ③ 2ヶ月以上利用料金の滞納があり、当事業所からの申し入れにもかかわらず改善されない

9. サービス内容に関する苦情等相談窓口・対応等について

当事業所ご利用者様相談口	担当者	医療安全管理者
	ご利用時間	9:00～17:00
	ご利用方法	電話(0568-88-0033)

当事業所以外に市町村窓口で苦情を伝えることができます。

春日井市役所市介護高齢福祉課	0568-85-6182
愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談室	052-971-4165

①相談・苦情の対応について

相談・苦情に対する常設の窓口として、担当者が対応することとしています。また、担当者が不在の場合は基本的な事項等について担当者に必ず引き継ぎます。

②円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情があった場合には、直ちに担当者が相手方に連絡を取り詳しい状況を聞くとともに、該当職員からも事情を確認します。
- ・苦情の内容によっては当該利用者の介護支援専門員に連絡を取り、必ず具体的な対応を迅速に行い、その記録を台帳に保管し再発防止に努めます。

10. 担当医の変更

- 担当医師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は居宅療養管理指導サービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。但し、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合があることを予めご了承下さい。
- 当事業所は担当医師が退職する等、正当な理由がある場合に限り、担当医師を変更することがあります。その場合には事前に同意を得ます。
- 担当医師は常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。

11. 秘密の保持

- 居宅療養管理指導サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。
- ただし、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合は、一定の条件の下で情報提供ができるものとします。

12. 事故発生時の対応

居宅療養管理指導サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には速やかに家族・居宅介護支援事業者など関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償いたします。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

13. 損害賠償について

- 補償内容…居宅療養管理指導事業者が業務に起因して利用者などの第三者に身体的障害を与え、又財物を滅失・破損もしくは汚損した結果、法律上の損害賠償責任を負った場合にその損害を当事業所にて補償する。

14. 記録の保管

- サービス提供の記録について、サービス提供した日から5年間保管します
- また、記録の閲覧及び写しの交付については、利用者及び家族等から希望があった場合には、診療記録開示の手順に基づいて提供いたします。但し、本人の意思や利益に明らかに反すると判断した場合には開示しないことがあります。

VII. 訪問診療料について

項目	費用 (内容)	費用 (概算)
診察基本料	往診料 (初回・予定外) ※初回及び緊急時に伺う診療	1割/850円～、2割/1,700～、3割/2,540円～
	在宅患者訪問診療料 I	
	1. 同一建物居住者以外の場合	1割/890円、2割/1,780円、3割/2,670円
	2. 同一建物居住者の場合 (特定施設等以外)	1割/220円、2割/430円、3割/650円
	(月1回) ※下記合計で250円～750円程度 ・外来感染対策向上加算・在宅データ提出加算 ・連携強化加算 ・在宅ベースアップ評価料 ・電子的診療情報連携体制整備加算 等	(該当時) 頻回訪問加算 300円～2,400円 処方箋無交付加算 300円～900円 在宅移行早期加算 100円～300円 等
	在宅医学総合管理料	
	1. 月2回以上訪問診療を行う場合 同一建物に患者が1名 同一建物に患者が2～9名 同一建物に患者が10名以上	1割/2,740円、2割/5,470円、3割/8,210円 1割/1,460円、2割/2,920円、3割/4,380円 1割/ 740円、2割/1,470円、3割/2,210円
	2. 月1回以上訪問診療を行う場合 同一建物に患者が1名 同一建物に患者が2～9名 同一建物に患者が10～19名	1割/1,750円、2割/3,490円、3割/5,240円 1割/ 980円、2割/1,960円、3割/2,940円 1割/ 550円、2割/1,090円、3割/1,640円
	施設医学総合管理料	
	1. 月2回以上訪問診療を行う場合 同一建物に患者が1名 同一建物に患者が2～9名 同一建物に患者が10～19名 同一建物に患者が20～49名	1割/1,940円、2割/3,870円、3割/5,810円 1割/1,010円、2割/2,020円、3割/3,030円 1割/ 740円、2割/1,470円、3割/2,210円 1割/ 660円、2割/1,310円、3割/1,970円
2. 月1回以上訪問診療を行う場合 同一建物に患者が1名 同一建物に患者が2～9名 同一建物に患者が10～19名 同一建物に患者が20～49名	1割/1,270円、2割/2,530円、3割/3,800円 1割/ 710円、2割/1,420円、3割/2,130円 1割/ 550円、2割/1,090円、3割/1,640円 1割/ 460円、2割/ 910円、3割/1,370円	
加算	包括的支援加算 (条件を満たす場合)	1割/150円、2割/300円、3割/450円
その他費用	その他	・調剤薬局 (薬剤・処方・指導料等) の費用 ・注射・処置・検査・画像診断に係る費用 ・病院受診時の再診料や入院費用 ・各種指導料や指示書料 (必要に応じて) 等
	引き落とし手数料 100円 【初回のみ事務手数料 +10円】 ※ 引き落とし不能の場合の次月繰り越しは出来ません。窓口払いとなります。	

上記金額は、2026年6月現在、厚労省が定める診療報酬体系に基づく料金の目安です。また、改定される場合があります。上記以外にも、状態により訪問診療に伴う加算が発生する場合があります

当院における個人情報の保護について

当院が皆様の個人情報を収集する場合、診療・看護および皆様の医療に関わる範囲でのみ行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を予めお知らせし、ご了承を得た上で実施いたします。

また当院は、皆様の個人情報について、正確かつ最新の状態を保ち、皆様の個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざんまたは皆様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

当院における個人情報利用目的

■ 医療提供

1. 当院での医療サービスの提供
2. 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
3. 他の医療機関等からの照会への回答
4. 患者様の診療のため、外部の医師等の意見、助言を求める場合
5. 検体検査業務の委託、その他の業務委託
6. ご家族様等への病状説明
7. その他、患者様への医療提供に関する利用

■ 診療費請求のための事務

1. 当院での医療・介護・労災保険・公費負担医療に関する事務、及びその委託
2. 審査支払期間へのレセプトの提出
3. 審査支払期間保険者からの照会への回答
4. 公費負担医療に関する行政機関などへの提出、照会への回答
5. その他、医療・介護・労災保険・公費負担医療に関する診療費請求のための利用

■ 当院での管理・運營業務

1. 会計・経理
2. 医療事故等の報告
3. 当該患者様の医療サービスの向上
4. その他、当院の管理運營業務に関する利用

■ その他

1. 企業から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
2. 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談届出等
3. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
4. 当院内において行われる医療実習への協力
5. 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
6. 外部捜査機関への情報提供

● 上記のうち他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。 連絡先：春日井リハビリテーション病院附属クリニック 0568-88-0033

● お申し出がないものについては、同意して頂いたものとして取り扱わせていただきます。

● これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。